



東労発基 1110 第 1 号
令和 2 年 11 月 10 日

一般社団法人 東京建設業協会長 殿



令和 2 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間の実施について

平素より、東京労働局の行政運営、とりわけ労働安全衛生行政の推進に当たり、格別の御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

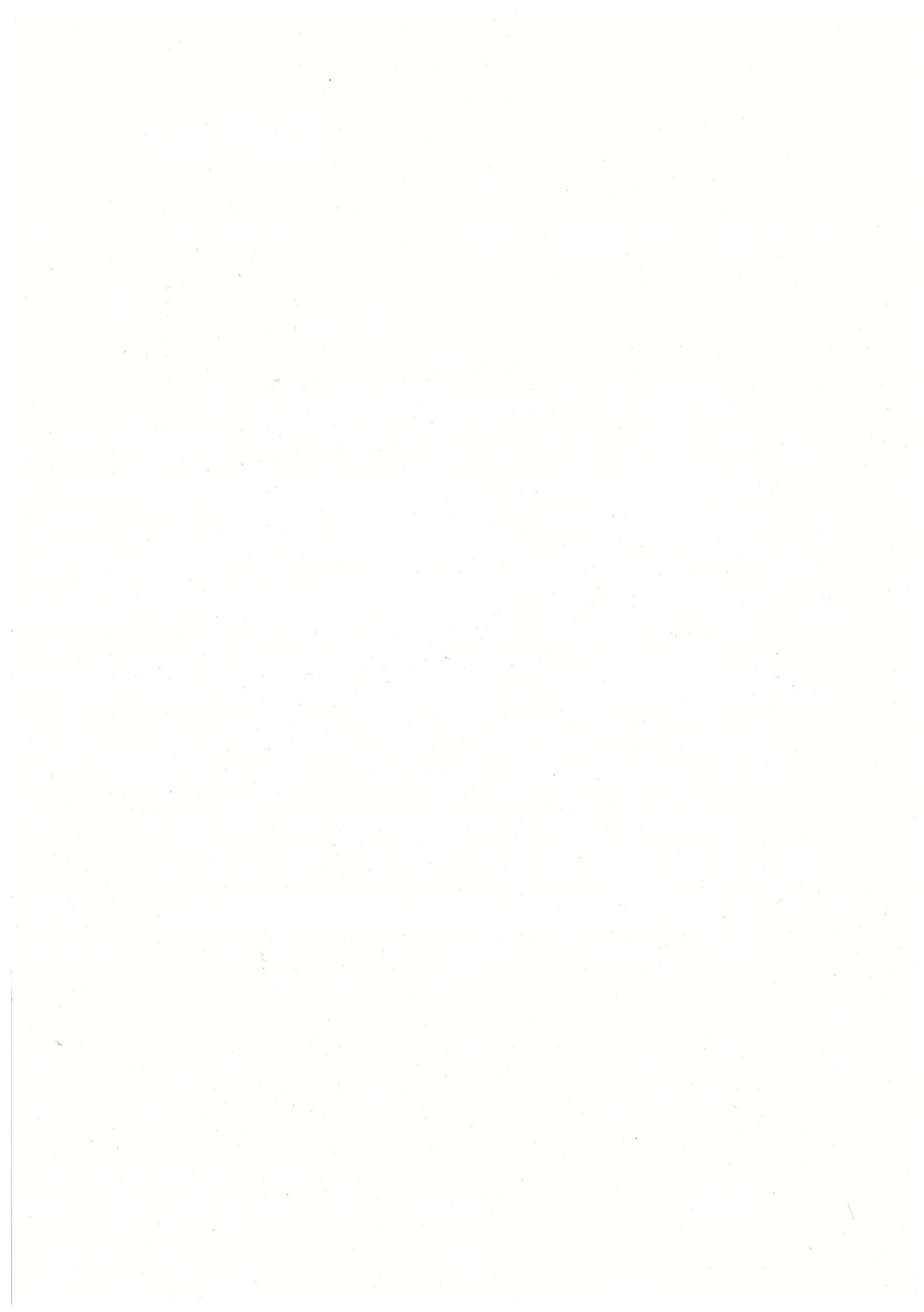
東京労働局におきましては、第 13 次東京労働局労働災害防止計画（平成 30 年度からの 5 か年計画）に基づき「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャッチフレーズとする官民一体となった労働災害防止に向けた取組を推進しています。

一方で、東京労働局管内の本年における労働災害発生状況は、10 月末時点での死亡者数 21 人（前年同期比 -18 人）、休業 4 日以上の死傷者数 7,229 人（前年同期比 -123 人）とともに減少しているものの、10 年ぶりに死傷者数が 1 万人を超えた平成 30 年及び昨年とほぼ同水準であり、第 13 次労働災害防止計画の 3 年度として、さらなる労働災害防止の取組が求められています。

このような状況を踏まえ、慌ただしくなる年末・年始をとらえ、労働災害防止活動の活性化及び労働災害の防止を目的とした「令和 2 年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、都内各事業場の安全気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとします。

つきましては、本強調期間の趣旨をご理解いただき、別添要綱による取組にご協力賜りますようお願いいたします。





令和2年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間実施要綱

令和2年11月
東京労働局

1 趣旨・目的

慌ただしくなる年末・年始をとらえ、「令和2年度 年末・年始 Safe Work 推進強調期間」を設定し、「Safe Work TOKYO」のロゴマークの下、都内各事業場の安全気運の向上に向けた取組の一層の推進を図ることとする。

2 取組期間

令和2年12月1日（火）～令和3年1月31日（日）

3 実施事項等

各労働災害防止団体が年末・年始における労働災害防止に向けて行う取組、無災害運動、感染症防止等に加え、以下の事項を積極的に実施することとする。

（1）行政による重点実施事項

- ① 「Safe Work」のロゴマークの活用による労働災害防止の気運の醸成及び各事業場へのロゴマークの活用勧奨
- ② 労働局及び労働基準監督署幹部による事業場に対する集中パトロール
- ③ 各関係団体主催の会合等を通じた経営トップに対する要請
- ④ 各事業場における安全衛生宣言活動の推進

（2）各関係団体、各事業者による重点実施事項

- ① 年末・年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営
- ② 事業場内に「Safe Work」のロゴマークを掲示することなどによる労働災害防止の気運の醸成
- ③ 各関係団体幹部、各事業場経営トップによるパトロール
- ④ 感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催
- ⑤ 積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底
- ⑥ 大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底
- ⑦ 各業種、各事業場における過去発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底
- ⑧ 朝礼、ミーティング等を通じた不安全行動防止のための一人KY等の実施
- ⑨ その他、本強調期間にふさわしい創意工夫を凝らした取組



～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

年末・年始 Safe Work 推進強調期間

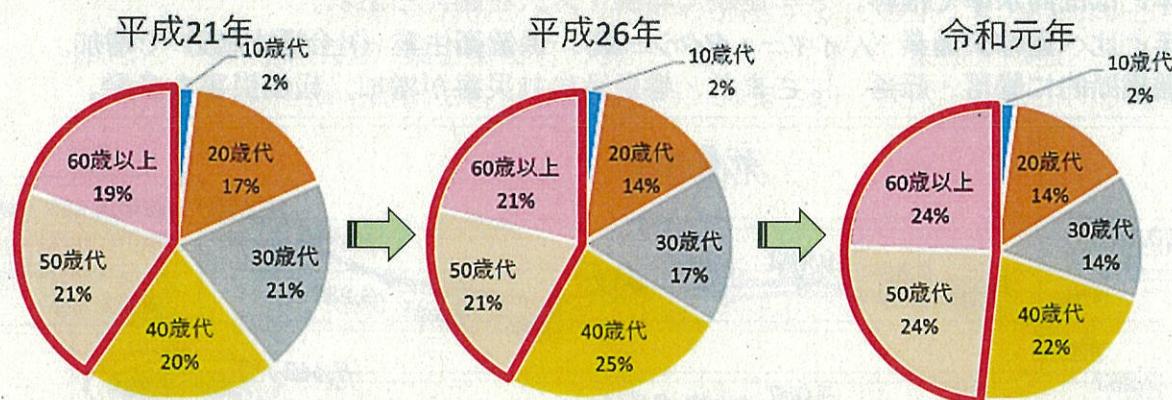
～高年齢労働者の労働災害(転倒など)が増加中～
集中パトロールを実施します！！



期間 令和2年12月1日（火）～ 令和3年1月31日（日）

エイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

50歳以上の高年齢労働者による休業4日以上の死傷災害は約5割を占めており、年々増加傾向にあります。



厚生労働省では、令和2年3月に「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）を策定しました。

～皆様へのお願い～

①年末年始の繁忙期をとらえた計画的、かつ、安全衛生に配慮した事業の運営

繁忙期には、安全衛生に配慮した計画的な事業運営を行うことが特に重要です。

②労働災害防止の気運の醸成に向けた取組

Safe Work ロゴマークの掲示、管理職や従業員への感染症防止に配慮した研修の実施、労働安全衛生に関する行事の開催、安全標語の募集を行うなど。

③経営トップによるパトロールの実施

④感染症防止に配慮した安全衛生大会等の開催

⑤積雪・凍結等、冬期における転倒防止、交通労働災害防止対策の徹底

⑥大掃除や棚卸し等の作業における脚立・はしごからの墜落、転落防止対策の徹底

⑦過去に発生した災害を踏まえた労働災害防止対策の徹底

⑧不安全行動防止のための「一人KY（危険予知）」等の実施

⑨その他、本強調期間にふさわしい安全衛生の取組



上記以外にも安全衛生の取組はたくさんあります。



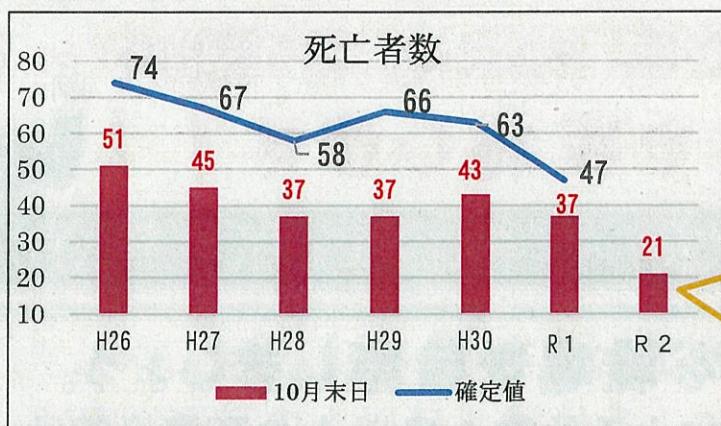
東京労働局・労働基準監督署

(2020.11)

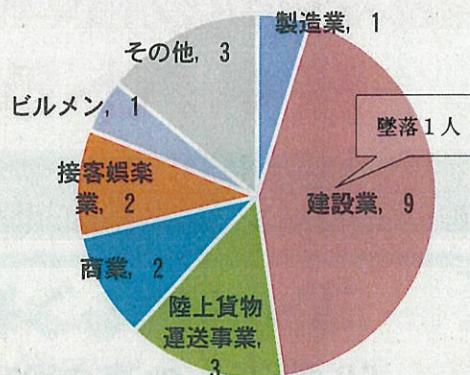
令和2年（10月末時点）の東京労働局管内の労働災害発生状況は、以下のとおりです。
各事業場において、労働災害防止に向けた取組をお願いします！

死者者数（21人）

- ・製造業1人、建設業9人、陸上貨物運送事業3人、商業2人、接客娯楽業2人など。
- ・墜落・転落で2人死亡、前年より16人減少。

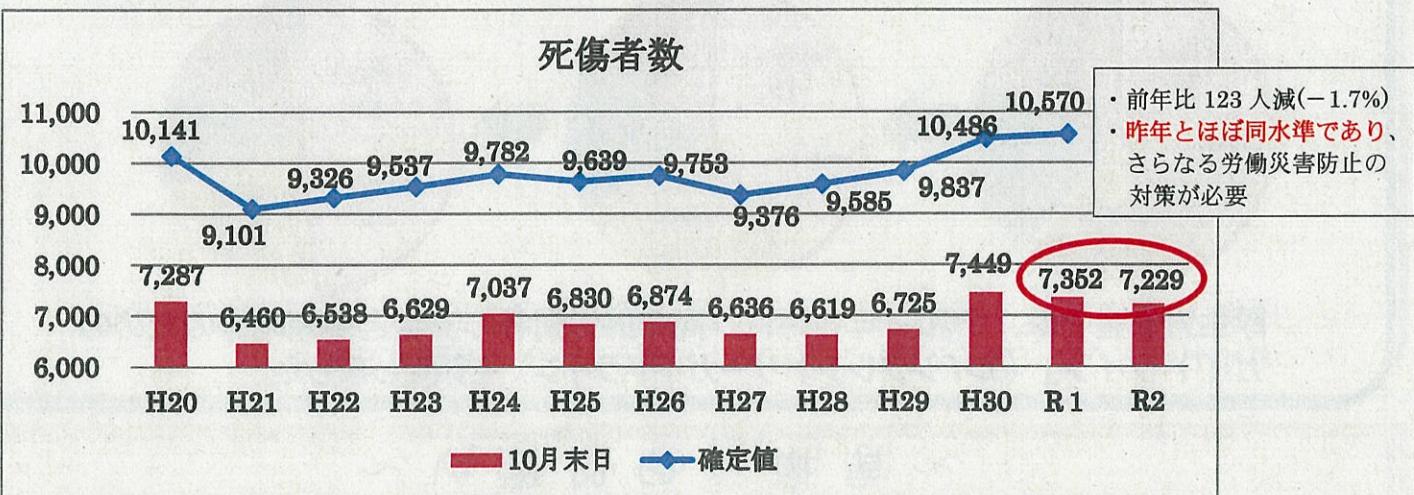


業種別死者数(令和2年10月末21人の内訳)



死傷者数（7,229人）

- ・昨年とほぼ同水準で推移。3年連続で年間1万人を超える恐れ。
- ・昨年と比べ運輸交通業（ハイヤー・タクシー業）、保健衛生業（社会福祉施設）で増加。
- ・業種横断的に墜落・転落、はざまれ・巻き込まれ灾害が増加。転倒灾害も多発。



災害事例（令和元年12月～令和2年1月に発生）

製造業

（年齢：60歳代）
鉄製長板にボール盤で穴あけ作業を行っていたところ、皮手袋ごとドリルに巻き込まれた。（休業6ヶ月）



建設業

（年齢：50歳代）
自社倉庫の2階ベランダ下の鉄部を脚立上で塗装を行っていたところ、バランスを崩し墜落した。（休業1年）



運輸交通業

（年齢：60歳代）
トラックからの荷下ろし作業中、近くの台車上の荷が崩れそうになり、荷台から飛び降り足を捻った。（休業3ヶ月）



商業

（年齢：60歳代）
厨房内で洗浄作業中に、床に置かれていたホースにつまづき、転倒し膝を強打した。（休業3ヶ月）

